

第3回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

組織改正による事業の執行を効率的に進めるため、教育委員会との連携を図りつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校体育を除くスポーツに関すること、文化財保護を除く文化に関することを市長が管理し、執行することとするものです。

◆三鷹市生涯学習審議会条例

市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るために、市長の附属機関として、三鷹市生涯学習審議会を設置するものです。

◆三鷹市多世代交流センター条例

現行の三鷹市児童館条例を、三鷹市多世代交流センターを設置することに伴い、題名等を含め、同条例の全部を改正するものです。多世代交流センターは、児童、青少年及び若者の健全育成を図り、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、多世代にわたる

市民の交流を促進することを目的として設置するものです。



東児童館

◆三鷹市組織条例の一部を改正する条例

平成29年度からスポーツと文化部を新設して、芸術文化に関すること、生涯学習に関すること、学校体育を除くスポーツに関することを所管するとともに、生活環境部及び子ども政策部の分掌事務を改めるものです。

◆三鷹市公衆便所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

条例の題名を「三鷹市公衆トイレ条例」に改めるとともに、東京外かく環状道路の工事に伴い、北野三丁目公衆便所の廃止等を行うものです。

補正予算

◆平成28年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3千233万円を追加

決算の認定について
※ 以上6件の決算議案については3面に関連記事

人事

◆教育委員会委員の任命について
畑谷 貴美子氏（新任）

その他

◆建物明渡請求調停に係る和解について
建物の明渡しを求める調停の申立て事件について、東京地方裁判所調停委員会の調停案に基づき、当事者間で調停成立に向けた合意に達したので、和解するものです。

議員提出議案

意見書（要旨）

◆チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
本市議会は、政府に対し、教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、次の項目について強く要望する。

◆平成27年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成27年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成27年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◆平成27年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算

◆平成27年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

◆平成27年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成27年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成27年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成27年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◆平成27年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出

算の認定について

◆平成27年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出

来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。(3)部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休業日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。(4)教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

◆返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
本市議会は、政府に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、次の事項について取り組むことを強く求める。(1)学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度をめぐりに給付型奨学金を創設すること。(2)希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。(3)低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。

◆「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書
本市議会は、政府に対し、日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために次の事項についてちゅうちょなく取り組むことを求める。(1)不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。(2)非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。(3)とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためさまざまな支援のあり方についても十分に検討すること。

◆無年金者対策の推進を求める意見書
本市議会は、政府に対し、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に次の事項に

ついて取り組むことを強く求める。(1)無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるように必要な体制整備を行うこと。(2)低年金者への福祉的な措置として最大月額5千円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

◆「基本合意」と「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部の提言」の実現を求める意見書
本年5月25日、「改正障害者総合支援法」が参議院本会議で可決、成立した。本改正法は「障害者権利条約」批准後、初の法改正となる。今回の改正では、入院中の重度訪問介護が認められ、また医療的ケアが必要な障がい児の支援等が盛り込まれたが、2010年1月に国が障害者自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意」と障害者権利条約に基づき2011年8月に障がい当事者、家族、事業者も参加してまとめられた「骨格提言」が実現されたとは到底言えないものである。本来、「基本合意」は、国との間で交わされた法的文書であり、「骨格提言」は、内閣府に設置され、障がい当事者、関係者が多数参加した「障がい者制度改革審議会」とその下に設置された「総合福祉部会」において「総合福祉部会」の総意としてまとめられたものである。ゆえに障がい当事者、家族等の意見が

最も反映された提言であり、かつ国と障がい当事者との公的約束とも言えるはずのものである。この「基本合意」と「骨格提言」の実現こそが、障がい者の基本的人権を尊重するものである。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次回改正時には、必ず「基本合意」と「骨格提言」を実現するよう強く求める。◆政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書
本年、女性参政権行使から70年の節目の年を迎えた。しかし、我が国の女性議員は衆議院で9.5%、参議院では20.7%である。地方議会においても女性議員比率は12.1%と1割強にすぎない。少子化、超高齢社会の諸問題、食糧や環境など生活の諸課題が重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進が図られている中で、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は不可欠である。国会においてもこれまでの経緯を踏まえ、法制度において女性議員を増加させるための施策を定めることが、自治体のいづれの議会においても女性議員の増加を実現する確かな方策となり得るとして、議員立法が提案されている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、女性議員の増加を促し、男女がともに政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法律制定が、女性参政権行使70年のこの年にこそ実現されることを強く求める。